

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年12月20日

奈良県知事

山下 真 殿

奈良県生駒郡平群町福貴1037番地の2
平群町商工会 会長 米田明生

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号
平群町長 西脇 洋貴

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の
計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市
町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小
規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：米田

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標																				
I 現状																				
(1) 地域の災害リスク																				
(洪水：平群町防災ハザードマップ)																				
<p>大雨による洪水害は、宅地や農地等に浸水被害をもたらす。本町の場合、浸水の危険性がある区域は竜田川の谷底低地に分布している既成集落である。特に竜田川流域は、昭和 57 年の水害時には、排水不良による内水氾濫が発生しているほか、浸水被害が発生しており、水害に対する重点的な予防対策が必要である。</p> <p>竜田川は、本町の区間で一部重要水防箇所に指定されているとともに、県から浸水想定区域図が公表されており、一部地域で浸水被害の可能性がある。</p>																				
(土砂災害：平群町防災ハザードマップ)																				
<p>本町における土砂災害の危険性は生活圏が生駒山地、矢田丘陵に挟まれた平群谷を中心機能している地形・社会条件からも比較的高い。しかしながら、生駒山地の本町側の斜面は比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去においても甚大な土砂災害は発生していない。</p> <p>本町内においては、急傾斜地崩壊危険区域が 2 箇所、地すべり防止区域が 1 箇所指定されているほか、奈良県により、土石流警戒区域が 56 箇所、急傾斜地崩壊警戒区域が 124 箇所、山地災害危険地区が 36 箇所、抽出されている。</p>																				
(地震災害：平群町防災ハザードマップ・平群町防災出前講座・気象庁地震火山部)																				
<p>当町に大きな被害をもたらすと考えられている地震は生駒断層帯、あやめ池撓曲－松尾山断層、奈良盆地東縁断層帯、大和川断層帯、中央構造線断層帯を震源として地震が発生した場合、町では震度 6 強が想定されており、多大な被害が予想されるため、これらの断層の活動に厳重な注意を払う必要がある。中央構造線断層帯の地震が発生した場合には、町域の一部で震度 7 となることが想定されているほか、生駒断層帯や東南海・南海地震同時発生時は、町域の住宅地の大半で震度 6 弱になることが想定されている。</p>																				
(その他：平群町防災ハザードマップ)																				
<p>河川氾濫と同様に、ため池の決壊は、宅地や農地等に浸水被害をもたらす。町には、県の調査において災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等、緊急整備を必要とするため池として、8 箇所が抽出されている。</p>																				
(町内で、過去に被害を及ぼした災害)																				
<table border="1"><thead><tr><th>発生年</th><th>発生現象</th><th>被害状況</th></tr></thead><tbody><tr><td>昭和 25 年</td><td>ジェーン台風</td><td>道路欠損 16、その他</td></tr><tr><td>昭和 34 年</td><td>伊勢湾台風</td><td>下垣内橋、鳴川橋、西向橋、椿井中橋流失、櫟原小橋、梨本橋一部流失</td></tr><tr><td>昭和 36 年</td><td>第 2 室戸台風</td><td>住家、非住家倒産 13、半壊 21</td></tr><tr><td>昭和 43 年</td><td>集中豪雨</td><td>梨本仮橋、下垣内橋流出、家屋半壊 3、道路決壊 36、堤防決壊 13、その他</td></tr><tr><td>昭和 57 年</td><td>台風 10 号と低気圧</td><td>死者 3、負傷者 7、全壊及び半壊、一部損壊住宅 49、床上、床下浸水 65 道路決壊 17、その他</td></tr></tbody></table>			発生年	発生現象	被害状況	昭和 25 年	ジェーン台風	道路欠損 16、その他	昭和 34 年	伊勢湾台風	下垣内橋、鳴川橋、西向橋、椿井中橋流失、櫟原小橋、梨本橋一部流失	昭和 36 年	第 2 室戸台風	住家、非住家倒産 13、半壊 21	昭和 43 年	集中豪雨	梨本仮橋、下垣内橋流出、家屋半壊 3、道路決壊 36、堤防決壊 13、その他	昭和 57 年	台風 10 号と低気圧	死者 3、負傷者 7、全壊及び半壊、一部損壊住宅 49、床上、床下浸水 65 道路決壊 17、その他
発生年	発生現象	被害状況																		
昭和 25 年	ジェーン台風	道路欠損 16、その他																		
昭和 34 年	伊勢湾台風	下垣内橋、鳴川橋、西向橋、椿井中橋流失、櫟原小橋、梨本橋一部流失																		
昭和 36 年	第 2 室戸台風	住家、非住家倒産 13、半壊 21																		
昭和 43 年	集中豪雨	梨本仮橋、下垣内橋流出、家屋半壊 3、道路決壊 36、堤防決壊 13、その他																		
昭和 57 年	台風 10 号と低気圧	死者 3、負傷者 7、全壊及び半壊、一部損壊住宅 49、床上、床下浸水 65 道路決壊 17、その他																		

(感染症)

新型インフルエンザは10年～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

近年では、インターネットの普及が進んでおり、工場がサイバー攻撃を受ければ、生産停止に追い込まれる他、不良品を発生させるリスクもある。又、サービス業等でも電子決済などが使用できなくなれ顧客に迷惑をかける危険がある。

(2) 平群町の事業者の状況 (H28 経済センサス活動調査)

- ・全事業者数 413者 (商工業者も含む)

【内訳】

		事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
業種	建設業	58	町内に広く分布
	製造業	29	町内に広く分布
	情報通信業	4	町内に広く分布
	運輸業・郵便業	4	町内に広く分布
	卸売業・小売業	110	町内に広く分布
	金融業・保険業	7	町内に広く分布
	不動産業・物品賃貸業	15	町内に広く分布
	学術研究・専門、技術サービス業	18	町内に広く分布
	宿泊業・飲食サービス業	36	町内に広く分布
	生活関連サービス業・娯楽業	32	町内に広く分布
	教育・学習支援業	17	町内に広く分布
	医療・福祉	33	町内に広く分布
	複合サービス事業	4	町内に広く分布
	サービス業(他に分類されないもの)	46	町内に広く分布

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・土砂災害防止の確立と危険箇所の周知等啓発活動
- ・地域での地区別防災訓練
- ・防災クッキング
- ・被災地への職員派遣
- ・災害備蓄品購入事業
- ・自主防災組織支援事業
- ・防災士育成事業

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合や、損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防火管理者の設置
- ・会館の防火点検の実施と、消防用設備の点検

- ・会員事業所に対し、事業継続力強化計画の策定及び認定支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について明確な行動計画が無く、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

近年は、自然災害等が多発しており、行政をはじめ、当会と事業者間における地域ネットワークによる協力体制の構築が課題といえる。

更には、緊急時に備えた共済・保険に対する助言を行える当会職員のスキルアップも必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄及びテレワーク環境の整備の推進、リスクファイナンス対策として保険加入の必要性を周知する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後は、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する
- ・被災後は、早期に事業を立て直すことができるよう、各種の共済や損害保険への加入を推進する。
- ・感染症の発生時には、(なお感染症には発生のタイミングはありません)「国内感染者発生期」「事業所内感染者発生期」等段階を細分化し、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウィルス感染症は、いつ・どこで発生するかを予測するのは困難であり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静

に対応することを周知する。

- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本計画策定を機に、令和 6 年度内に、当会自身の B C P 計画策定を目指す。

③関係団体等との連携

- ・奈良県商工会連合会との連携を強化し、奈良県火災共済協同組合や、損保会社に専門家の派遣を依頼し、町内事業者を対象とした普及啓発セミナーや共済・損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示・チラシの設置依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P の策定等支援および取組状況の確認
- ・（仮称）平群町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 8.0 の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後は、速やかに職員の安否報告を行う。同時に職員の家族の安否確認や、住所周辺の道路状況や建物倒壊状況を確認し、関係機関に状況を報告する。
- ・電話連絡サービスの喪失も想定されるので、S N S 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は斑鳩町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。
- ・これらで取得した情報を当会と当町で共有する。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における場合) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、安全が確認できれば出勤する。

(地震における場合) 建物の倒壊や、道路の損壊、堤防の決壊など命の危険がある場合は、まず職員自身の安全を確保し、安全が確認できれば出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える

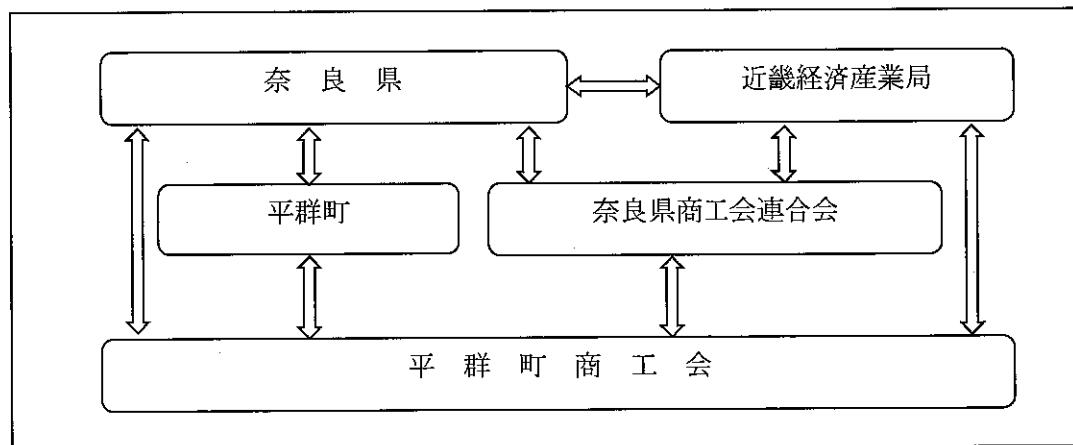
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
～2週目	1日に2回共有する
3週目～4週目	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務等の変則労働を導入することも視野に入れ体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞ 下図は連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。
 - ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、平群町と協議する（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県や平群町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

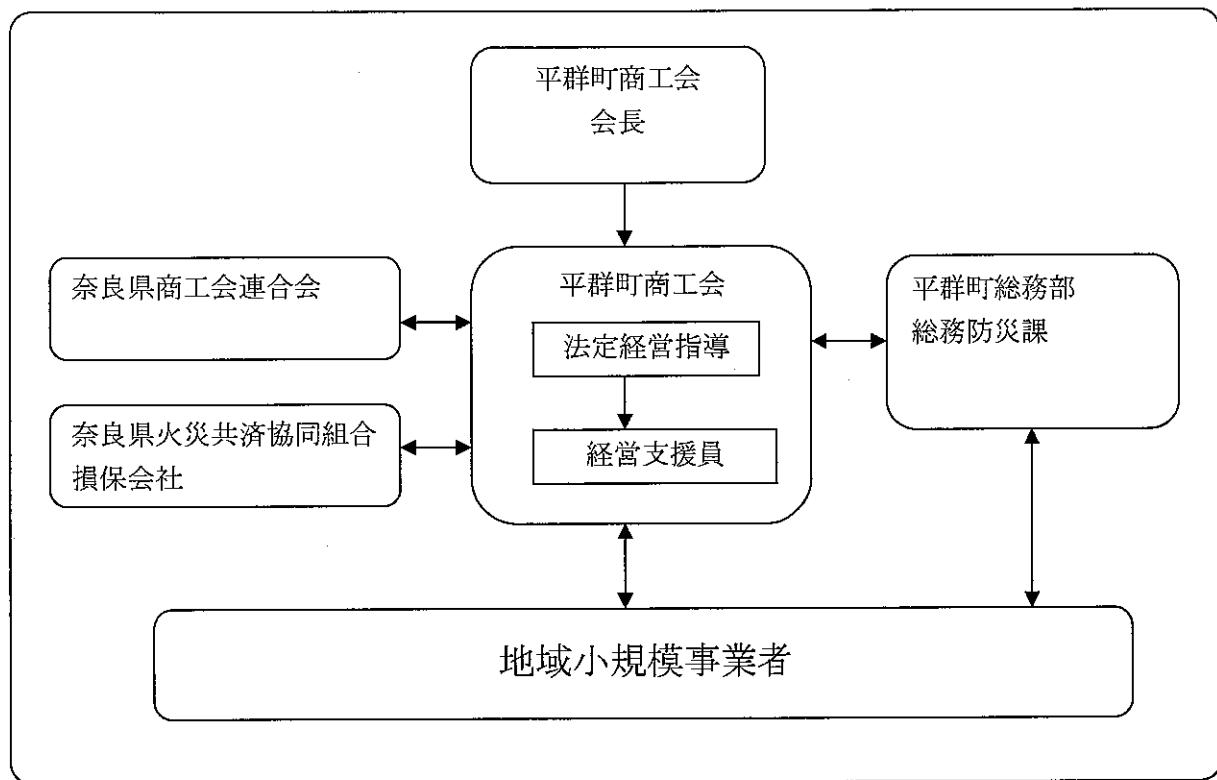
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／平群町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と平群町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 枝田 美加（連絡先は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進歩確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会／商工会議所

平群町商工会

〒636-0936 奈良県生駒郡平群町福貴1037番地26

TEL: 0745-45-1300 / FAX: 0745-46-2008

E-mail: heguri@shokoren-nara.or.jp

②関係市町村

平群町役場 総務部 総務防災課

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

TEL: 0745-45-1001 / FAX: 0745-45-6619

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	90,000	40,000	90,000	40,000	90,000
・専門家派遣費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
・セミナー開催費	50,000	0	50,000	0	50,000
・広報費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、各種補助金・助成金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。